入札時の注意点

入札時に入札書ごとに次の各書面を提出する必要があります。

1　暴力団員等に該当しない旨の陳述書

2　住民票（入札者が個人の場合）又は資格証明書（入札者が法人の場合）

3　宅地建物取引業の免許証の写し（入札者が宅地建物取引業者の場合）

◆　上記１及び２の各書面は，入札時に提出がないと無効になります。また，記載に不備があった場合，入札が無効になる場合があります。

◆　上記１の陳述書の「陳述」欄にある「□自己の計算において・・・ありません。」の□のチェックは，入札者が他人から資金の提供を受けて入札に参加する場合など「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者」がいる場合のみチェックするものです。チェックを入れた場合には，陳述書の注意書９を参照の上，必ず別紙も添付してください。

入札書及び添付書類の提出先

〒０８５－０８２４

釧路市柏木町４番７号

釧路地方裁判所　執行官室

電話　直通０１５４－９９－９０８２

令和　８年（ケ）第　　１０号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１９日
釧路地方裁判所民事部
裁判所書記官　濱　向　知　子

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　４日から 令和　８年１２月１１日まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月１６日　午前１０時００分 釧路地方裁判所売却場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　５日　午前　９時４５分 釧路地方裁判所民事部
特別売却実施期間	令和　８年１２月１７日から 令和　８年１２月２１日まで	
買受申出の保証の提供方法	下記のいずれかによる。 （１）当裁判所の預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書。 （２）銀行、損害保険会社、農林中央金庫、商工組合中央金庫、全国を地区とする信用金庫連合会、信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書。	
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）	☆印を付した物件は農地であるので、権限を有する行政庁の交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を必要としない者に限り、買受申出をすることができます。	

一般の閲覧に供するため、物件明細書・現況調査報告書・評価書の各写しを令和　８年１１月１９日から当庁物件明細書等閲覧室に備え置きます。次頁備考欄に「民事執行規則３０条の３による価額変更」と記載のあるものについては、執行裁判所が同規則所定の方法によって前回の売却基準価額を変更したものです。

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	13, 490, 000 10, 792, 000	一括	2, 698, 000	101, 689	23, 086
1	990, 000				
2	12, 500, 000				
備考					

令和　８年（ケ）第　　１０号

物　件　目　録

１　所　　在　　釧路市春採四丁目

　　地　　番　　５９番４１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２９１．６２平方メートル

２　所　　在　　釧路市春採四丁目　５９番地４１

　　家屋　番号　　５９番４１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　５５．４７平方メートル
　　２階　５６．３１平方メートル

令和　8年（ケ）第　　10号

物　件　明　細　書

令和　8年10月30日
釧路地方裁判所民事部
裁判所書記官　濱　向　知　子

1　不動産の表示
【物件番号1，2】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号1，2】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号2】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《注　　意　　書》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」も御覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」を御覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意

味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　１０号

物　件　目　録

１　所　　在　　釧路市春採四丁目

　　地　　番　　５９番４１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２９１．６２平方メートル

２　所　　在　　釧路市春採四丁目　５９番地４１

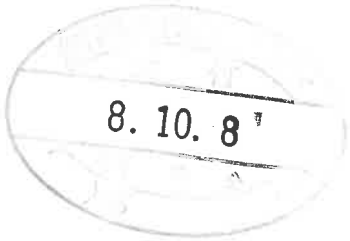
　　家屋　番号　　５９番４１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　５５．４７平方メートル
　　２階　５６．３１平方メートル

令和 8 年(ケ)第 10 号
令和 8 年 9 月 7 日受理
令和 8 年10月 8 日提出



現況調査報告書

釧路地方裁判所
執行官 大 丘 学

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

令和　8年（ケ）第　　10号

物　件　目　録

1　所　　在　　釧路市春採四丁目

　　地　　番　　５９番４１

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　２９１．６２平方メートル

2　所　　在　　釧路市春採四丁目　５９番地４１

　　家屋　番号　　５９番４１

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　５５．４７平方メートル
　　２階　５６．３１平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	北海道釧路市春採４丁目２１番１号
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１）　□公衆用道路（物件　　）　□　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」記載のとおり
建物	物件２
種類、構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主である建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者 上記の者が本建物を　住居　として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」記載のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　令和　年(　)第　号 保管開始日　令和　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

その他の事項

■土地関係（物件１）

１　境界石は２箇所確認することができた。これを基点とした簡易計測及び周囲の概況等から、おおむね公図どおりと推測されるものの、本土地の範囲等の確定には専門家による測量を要する（土地建物位置関係図参照）。

２　南側が位置指定道路（建築基準法４２条１項５号）に接している（土地建物位置関係図、写真⑩参照）。

３　おおむね平坦地である。西側隣地（地番５９番５１）より最大約７０㎝程高く、その他の隣地とはほぼ等高に接面している（写真①⑩参照）。

４　西側隣地（地番５９番５１）のブロック塀を補強するため、本土地西側の地盤にコンクリート増し打ちあり。

５　ネット付単管あり。同単管は本土地上及び所有者所有の西側隣地（地番５９番４８、同番６６）に設置されている（土地建物位置関係図、写真①⑩参照）。

６　簡易計測によると、北側隣地（地番５９番５０）に設置されているコンクリート基礎の板塀及びコンクリート塀（同番４９の一部まで設置されている）が、本土地上にはみ出している可能性は否めず、上記１同様、専門家による測量をしなければ判然としない（写真⑪参照）。

■建物関係（物件２）

１　内外共に保守管理は良好（令和４年築）。

２　ポーチあり（土地建物位置関係図、建物間取図、写真①⑩参照）。

３　スチール製仮設物置（約３．５２㎡）あり（土地建物位置関係図、写真⑨参照）。

以　上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
■弁護士法人荒井・久保田総合法律事務所担当弁護士	1　当職は、所有者から別件手続等を受任している弁護士です。 2　所有者には、本件不動産競売手続について、誠実に対応するよう、伝えておきます。 以　上
■釧路市役所戸籍住民課担当者	本建物所在地は、住居表示実施区域です。住居表示は「北海道釧路市春採４丁目２１番１号」です。 以　上
■所有者	1　本建物に居住しています。 2　増改築・リフォーム歴はありません。 3　本土地建物において、不具合を感じる箇所はありません。 4　ペットは飼育していません。 5　本土地上に設置されている、ネット付単管及びスチール製仮設物置は、いずれも私の所有物です。 6　本土地南側の位置指定道路の利用について、金銭のやり取り等は一切ありません。 7　従前、本土地の北西角には、境界石が設置されていたと記憶しています。その境界石は、西側及び北側各隣地に設置されているコンクリート塀の本土地側（本土地内の北西角）に設置されていたと記憶していますが、もしかすると、正確な記憶ではないのかも知れません。 8　北側隣地（地番５９番５０）に設置されているコンクリート基礎の板塀及びコンクリート塀が、本土地上にはみ出している可能性があるとのことですが、その様な認識はなかったので、当然、同隣地所有者とそのことについて話し合ったことはありません。仮にそれらの塀が、私の土地上にはみ出していたとしても、土留めの役割を果たしてくれているので、当方は、快適な生活を送れていると思料します。 9　相隣関係は良好です。なお、西側隣地（地番５９番５１）所有者、建築会社及び私の三者間で、別紙覚書のとおり、合意をしています。 以　上

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調　査　の　経　過

調　査　の　日　時	調　査　の　場　所　等	調　査　の　方　法　等
8年9月10日（木） 09:00－09:20	釧路地方法務局 帯広支局	件外建物調査
8年9月10日（木）	釧路地方裁判所 帯広支部	ライフライン（水道・電気）調査照会書送付（返送料添付）
8年9月15日（火） 09:25－09:30	釧路地方裁判所 帯広支部	弁護士法人荒井・久保田総合法律事務所担当弁護士から電話聴取、占有等調査
8年9月15日（火） 13:15－13:20	釧路地方裁判所 帯広支部	釧路市役所戸籍住民課から電話聴取、住居表示確認
8年9月18日（金） 10:15－10:35	釧路市役所資産税課	地番図、家屋平面図写し取得
8年9月18日（金） 11:10－11:40	物件所在地	物件確認、外部概況調査、写真撮影、事務連絡投函、占有等調査
8年9月24日（木） 10:50－11:00	釧路地方裁判所 帯広支部	所有者から電話聴取、占有等調査
8年9月30日（水） 10:50－11:50	物件所在地	立入調査、評価人同行、所有者立会、写真撮影、占有等調査

（特記事項）

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていると予想されたので、立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□　令和　　年　　月　　日
　目的物件は不在で施錠されていたので、立会人　　を立ち会わせ、技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

□　令和　　年　　月　　日
　休日・夜間執行許可の提示をした。

□　令和　　年　　月　　日

（注）チェック項目中の調査結果は、「■」の箇所の記載のとおり

（6枚目）

覚書

[redacted]（以下「甲」）と[redacted]（以下「乙」）[redacted]（以下「丙」）は、甲の新築住宅建築の際に乙との敷地に越境して盛り土をした件に関して、次の通り合意しました。

第1条　甲丙は、2022年4月に甲の新築住宅建築の際に、乙の敷地に越境をして盛り土を行った。その際に乙所有のブロック塀に土圧が掛かり、ブロック塀が破損又は倒壊する事を懸念し、甲丙に土圧解消を求め、2022年8月6日に、甲乙丙の3者で協議した結果、現状のまま乙が所有するブロック塀まで盛り土する事とし、土圧の緩和の為、乙が所有するブロック塀を甲丙が補強する施工方法に乙は承諾した。
また、当該ブロック塀は甲の新築住宅建築以前は獣害対策としての役割を担っており、盛り土をした事によって、高低差が無くなった為、獣害被害を懸念し、乙は甲丙に隣地境界に対策を求め、甲丙は甲の敷地内に、隣地境界付近に対策ネットを造作し対策する事に乙は承諾した。

第2条　甲丙が行う当該ブロック塀の補強方法は、乙が所有するブロック塀に別図1のようにコンクリート増し打ち補強する事で土圧の緩和を図るものとする。

第3条　第2条の施工を行った際に、乙が所有するブロック塀を将来、解体・譲渡・売買する際に、甲は補強した部分に関して乙に一任する事を承諾した。
その際に生じた隣地との高低差に関して、乙は一切の責任は取らない事を甲は承諾した。

第4条　第2条の施工が原因により、乙のブロック塀が破損又は倒壊した際に、甲乙丙協議の上、第三者に調査を依頼し、明らかに第2条の施工が原因となって破損又は倒壊したと判断された場合は、甲乙丙が協議し甲丙が修繕をする事に了承した。
ただし、第2条の施工方法が要因ではない、明らかではないと判断された際は、その限りではない。
また、乙が甲丙に求めた獣害被害対策として、甲丙が造作した対策ネットが経年劣化による破損、又は倒壊等と判断された際は、甲乙丙協議の上、甲丙は改善・補修を行うものとする。

（別紙）

第5条　将来乙所有のブロック塀が譲渡・売買等により当該ブロック塀の所有者が変更になった場合、新たな所有者には第4条全ての条項は該当しないものとする。

第6条　この覚書に定めない事項、又はこの覚書条項に解釈上疑義を生じた事項については、甲乙丙三者が誠意をもって協議し、定めるものとする。

以上、合意成立を証するため、この覚書3通を作成し、甲・乙・丙署名押印の上、各1通を保有します。

令和 7 年 8 月 22 日

甲　住所　[redacted]

　　氏名

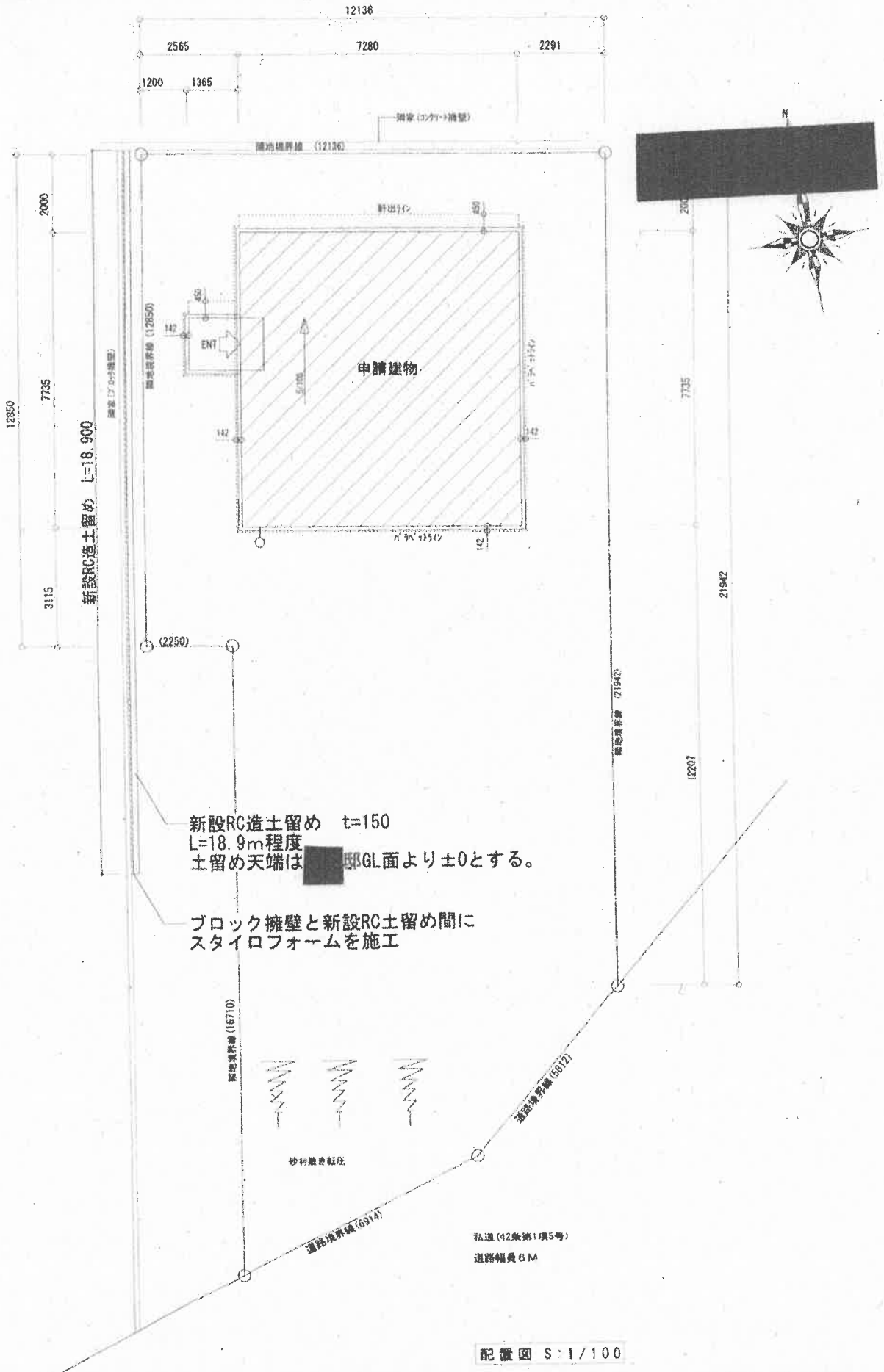
乙　住所

　　氏名

丙　住所　[redacted]

　　氏名

（別図1）



配置図 S：1/100

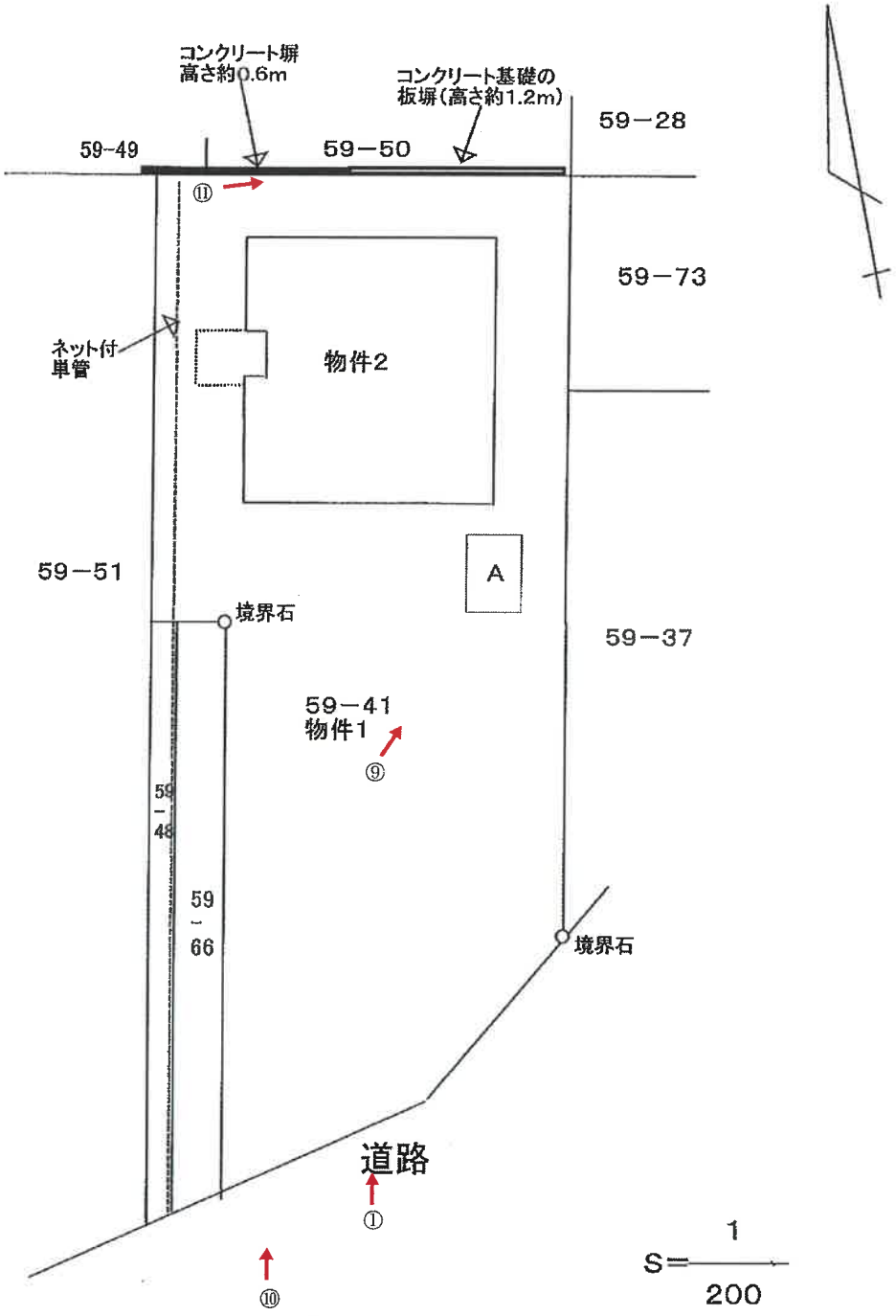
工事名称	図面名称	SCALE	DATE
様邸新築工事	配置図	1/100	FP軸組工法（エコスマ）

作成日：2022/08/25　2級建築士 北海道知事登録 第 [redacted]号

※仕様及びデザインは改良等の理由により変更することがありますのでご協力お願いします。

令和8年(ケ)第10号　土地建物位置関係図

(写真撮影方向図)

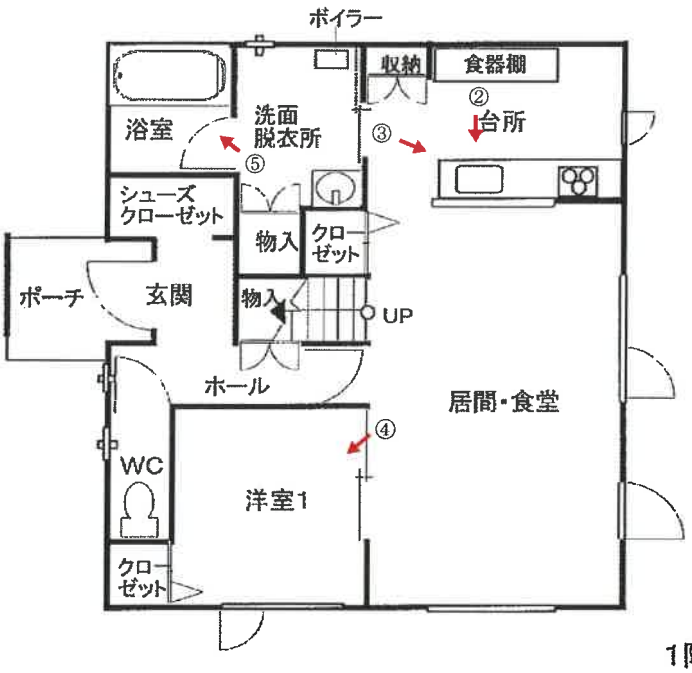


(評価人作成)

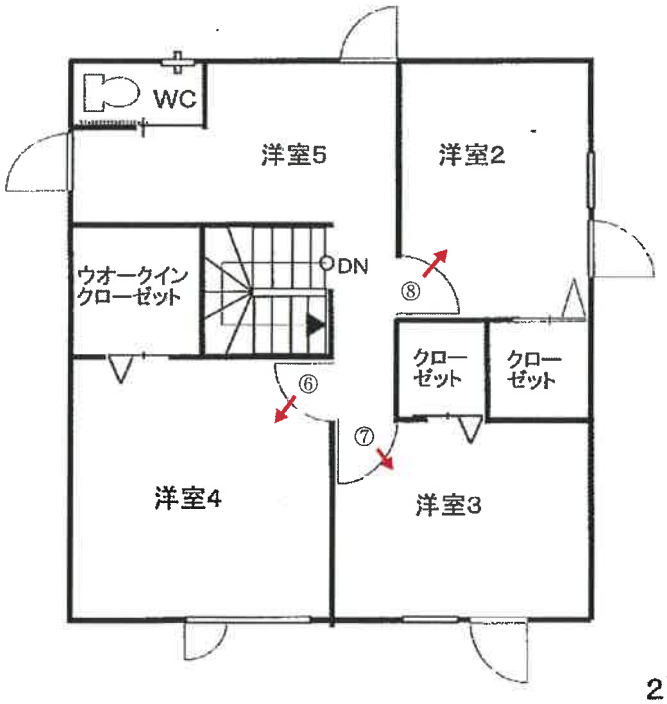
A:スチール製仮設物置　約1.6m×約2.2m≒約3.52㎡)

令和8年(ケ)第10号　建物間取図

(写真撮影方向図)



1階



2階

$S=\frac{1}{100}$

(評価人作成)

①



②



③



④



⑤



⑥



⑦



⑧



⑨



⑩

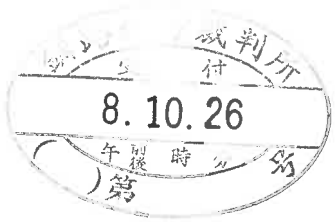


⑪



令 和 ８ 年　（ケ）第　１０号
令 和８ 年　９月３０日　現地調査
令 和８ 年１０月２５日　評　価

釧路地方裁判所　御中



評　　価　　書

評価人　不動産鑑定士
石川　雅啓　印

第１　評価額

一　括　価　格	
金　１３，４９０，０００　円	
内　訳　価　格	
物件１（土地）	金　　９９０，０００円
物件２（建物）	金１２，５００，０００円

１　一括価格は，物件１，２の各不動産について，一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。
２　内訳価格は，配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。
３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり，物件２の価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は，民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。
　したがって，求めるべき評価額は，一般の取引市場において形成される価格ではなく，一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の制約（売主の協力が得られないことが常態であること，買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと，引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること，目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等の特殊性を反映させた価格とする。

２　評価は，目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり，調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は，　原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は，民事執行法５８条４項に定める場合を除いて，原則として公共機関で公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

番号	所在等	登記	現況
1	所在 地番 地目 地積	釧路市春採４丁目 ５９番４１ 宅地 ２９１．６２㎡	宅地
2	所在 家屋番号 種類 構造 床面積	釧路市春採４丁目５９番地４１ ５９番４１ 居宅 木造合金メッキ鋼板ぶき２階建 １階５５．４７㎡ ２階５６．３１㎡	同左
番号	特記事項		
	特になし		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１）

位置・交通	ＪＲ北海道根室本線「釧路」駅の南東方・道路距離約４６００ｍ 最寄バス停（くしろバス）「望洋住宅」の南西方・道路距離約２２０ｍ	
付近の状況	戸建住宅・アパート等も見受けられる普通住宅地域	
主な公法上の規制等（道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	都市計画区域・市街化区域
	用途地域	第１種中高層住居専用地域
	建ぺい率	６０％
	容積率	２００％
	防火規制	なし
	その他の規制	宅地造成工事規制区域、２２条区域、土砂災害警戒区域（敷地の一部が土砂災害特別警戒区域）、日影規制区域、立地適正化計画（居住誘導区域）
画地条件	南側道路に間口約１２ｍ、奥行に約２９ｍで接面する不整形状の中間画地で、地勢は平坦である。なお、西側隣地は本土地より最大約０．７ｍ低い。また、西側敷地のコンクリート塀との間には、地盤整備のためのコンクリート増し打ちがされている。	
接面道路の状況	○南側幅員約６ｍの位置指定道路（建築基準法第４２条１項５号） 指定番号２７、指定年月日 昭和４３年１月２２日	
土地の利用状況等	土地（物件１）の上に建物（物件２）が建っている（土地建物位置関係図参照）。	
供給処理施設	上水道　あり（個人の管より引込） 下水道　あり 都市ガス　あり	
特記事項	＊　土壌汚染対策法に規定する汚染の可能性は現地調査等による調査の結果、特に確認できなかった。但し、評価人としての調査には限界があるため、土壌汚染に係る詳細については専門家による調査を要する。 ＊　埋蔵文化財包蔵地分布図によると周知の埋蔵包蔵地に指定されていない。 ＊　境界石は別添図面の通り２ヶ所確認出来た。 ＊　北側敷地との境界は、本土地所有者から越境等は無いとの陳述を受けたが、簡易測量では北側の境界石が見当たらないことから、境界確定には専門家による実測等が必要である。 ＊　本土地所有者からは、位置指定道路の上水道に関する土地使用料等は発生していない陳述を受けた。	

2　建物の概況及び利用状況（物件２）

区　　分	主である建物
建築時期及び経済的残存耐用年数	建築年月日（登記記載）：令和４年８月２４日（新築） 経　過　年　数：　　４年 経済的残存耐用年数　：　　２６年
仕　　様	構　造：木造 屋　根：長尺カラー鉄板 外　壁：モルタル 内　壁：ビニールクロス貼り 天　井：ビニールクロス貼り 床　：畳、板外 設　備：　電気・上下水道完備
床面積（現況）	目的物件記載の通り
現況用途等	現況用途：居宅　５ＬＤＫ（別途図面参照）
品　　等	普通
保守管理の状態	良好
建物の利用状況	現況調査報告書記載の通り
特記事項	確認済証年月日番号：令和４年２月２４日 第　住建検確認21383号 記載変更受理年月日：令和４年６月２７日 検査年月日　　：令和４年８月２４日 検査済証年月日番号：令和４年８月２４日 第　住建検確認21383号 ○建物の南側にスチール製仮設物置が存するが単独の経済価値は無い。

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

（１）建付地価格（物件１）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

番号	標準画地価格 (円/㎡) ア	個別 格差 イ（%）	地積 (㎡) ウ	建付減価 エ	建付地価格(円) ア×イ×ウ×エ＝オ
1	８，５３０	100.7	291.62	0.9	2,250,000

ア　標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示　釧路－２０

公示価格等　　時点修正　　標準化補正　　地域格差　　標準画地価格

9,100円／㎡×　98／100　×　100／104.5　×　100／100　≒　8,530 円／㎡

◇時点修正：公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：方位（南東向き）に関しての画地条件等を考慮した。

◇地域格差：　格差率 10と判断した。

イ　個別格差：方位格差6（南側）、形状▲5

ウ　地　　積：登記数量による。

エ　建付減価：10

（２）建物価格（物件２）

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

番号	再調達原価 (円/㎡) ア	登記簿延床面積 (㎡) イ	現価率 ウ	建物の価格（円） ア×イ×ウ＝エ
2	２２０，０００	１１１．７８	0.78	19,180,000

イ　登記簿延床面積：１１１．７８㎡

ウ　現価率：定額法及び建物の現状の状況を勘案して観察減価法を併用する。

（注）　　２６/３０　×（１－０．１）　≒０．７８

（注）経済的耐用年数　３０年、残存年数２６年

観察減価　▲１０％

2　評価額の判定

前記により求めた価格に，土地については土地利用権等価格を控除し，建物については土地利用権等価格を加算し，さらに競売市場修正等を施して，下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

番号	建付地価格(円) ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格(円) ア×イ＝ウ
1	2，250，000	0．3	法定地上権	675，000

イ　土地利用権等割合：土地利用権を法定地上権としての地上権割合を３０％と査定した。

②　内訳価格及び一括価格

番号	基礎となる価格(円) (1(1)オ,1(2)エ) ア	土地利用権等価格の控除及び加算(円) (2①ウ) イ	占有減価修正 ウ	市場性修　正 エ	競売市場修正 オ	その他の控除減価(敷金等) カ	評　価　額(円) (ア±イ)×ウ×エ×オ−カ
1	2,250,000	−675,000		0.9	0.7	−	990,000
2	19,180,000	＋675,000		0.9	0.7	−	12,500,000
一括価格(合計)							13,490,000

ウ　占有減価修正：なし

エ　市場性修正：釧路市の不動産取引状況を鑑み，当該地域の需要及び個別性を考慮し市場性修正を行った。

オ　競売市場修正：評価の条件欄記載の不動産競売市場の特殊性等を考慮した。

カ　その他の控除減価（敷金等）：なし

第６　参考価格資料

地価公示価格（釧路―２０）

所　　在：釧路市春採2丁目77番140「春採2-13-25」

価　　格：９，１００ 円／㎡

位　　置：ＪＲ根室本線「釧路」駅４ｋｍ

価 格 時 点：令和８年１月１日

地　　積：２６４㎡

供給処理施設：水道・下水・ガス

接 面 街 路：南東側８ｍ市 道

用 途 指 定 等：１中専（建ぺい率 ６０％，容積率２００ ％）

地 域 の 概 要：一般住宅、アパート等が混在する既成住宅地域

固定資産税評価額（令和８年度）

物件１	１，８６６，３６８円
物件２	６，８３１，２８８円

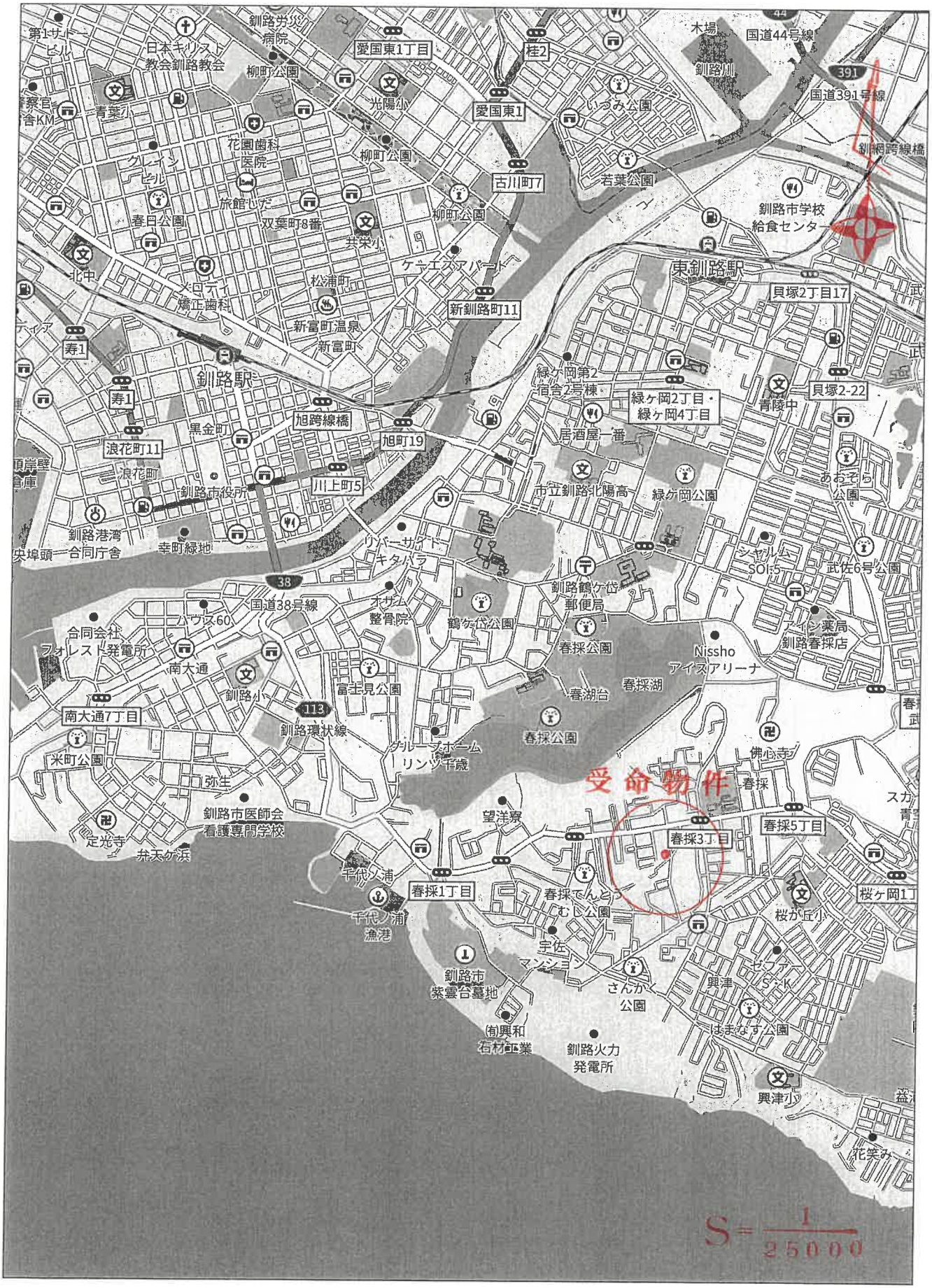
第７　附属資料

１　受命物件の位置図
２　公図写し
３　建物図面写し・各階平面図写し
４　土地建物位置関係図
５　建物間取図

以　上

位置図

北海道釧路市鶴ケ岱1丁目8付近



1.1km

Copyright(C)2026 ZENRIN CO., LTD.

禁無断複写複製
株式会社いしかわ不動産鑑定事務所
Z22154464-20261025122659

許諾番号:Z26AB第 800 号

法務局備付図面写し



（注）地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。
（注）斜線を施した部分は、閉鎖された部分です。

地番区域見出	春採３丁目 春採４丁目

請求部分	所在	釧路市春採四丁目				地番	59番41		
出力縮尺	1/1200	精度区分		座標系番号又は記号		原図	地図に準ずる図面	種類	その他
作成年月日	昭和6年1月22日					備考			

これは地図に準ずる図面に記録されている事項を証明した書面である。
（釧路地方法務局管轄）
令和8年8月13日
東京法務局

地図整理番号：M05279
(1/2)

本図面は13分割して交付したものである

登記年月日　令和4年8月31日

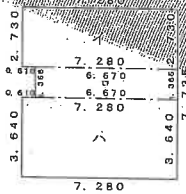
これは図面に記録されている内容を証明した書面
（釧路地方法務局管轄）
令和8年8月13日
東京法務局

建物図面

家屋番号	59番41
建物の所在	釧路市春採四丁目59番地41

各階平面図

1階

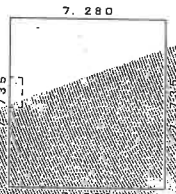


求積表

イ	7.280	× 2.730	= 19.874400
ロ	6.670	× 1.365	= 9.104550
ハ	7.280	× 3.640	= 26.499200
		合計	55.478150

床面積　55.47 ㎡

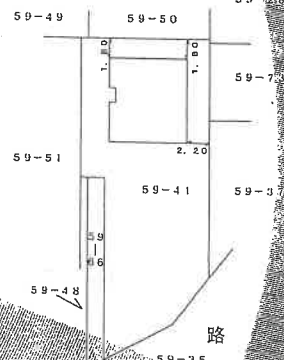
2階



求積表

ニ	7.280	× 7.735	= 56.310800

床面積　56.31 ㎡

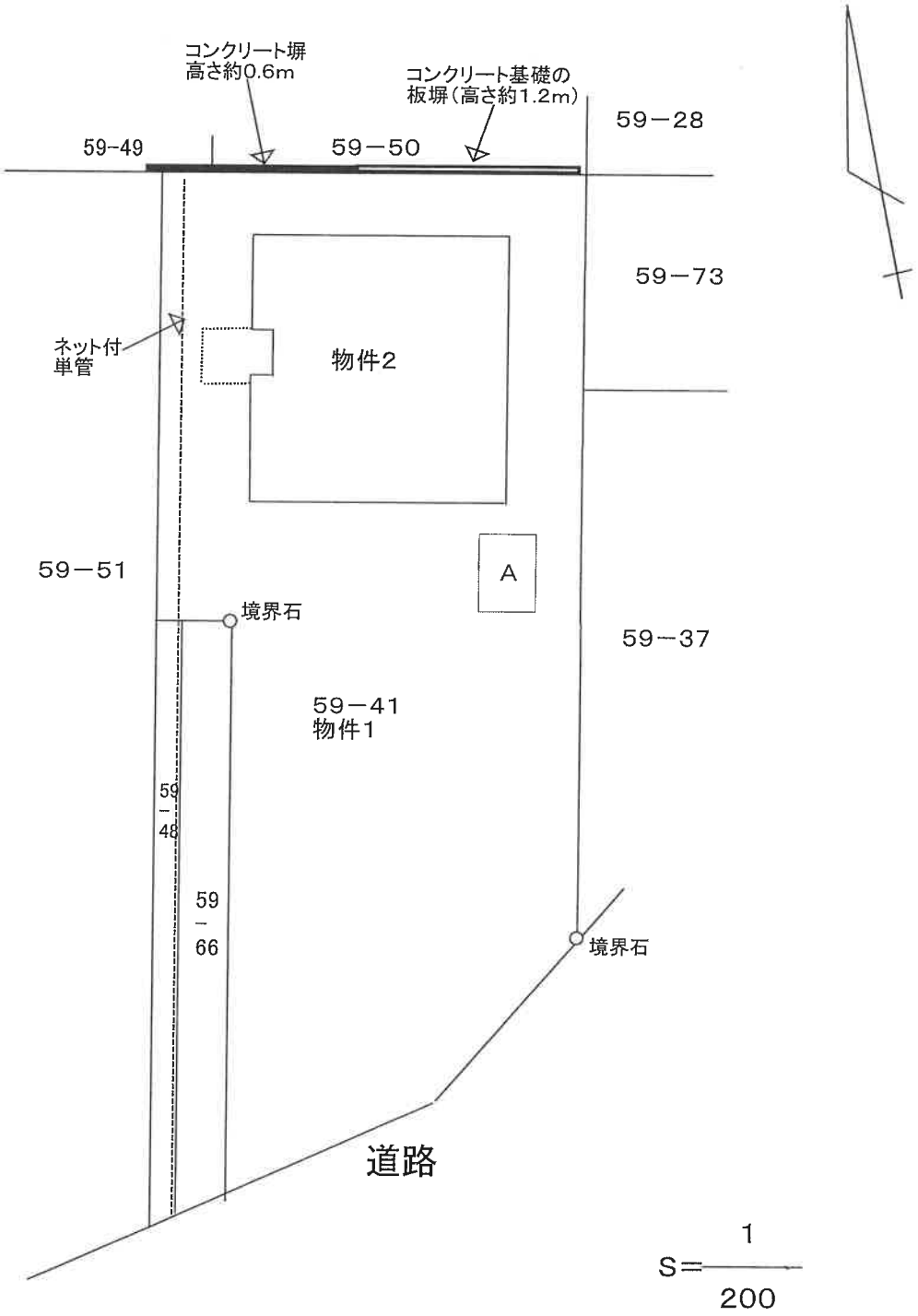


作成者	（令和 4 年 8 月24日作製） 土地家屋調査士		縮尺	1／250	
申請人			縮尺	1／500	1／

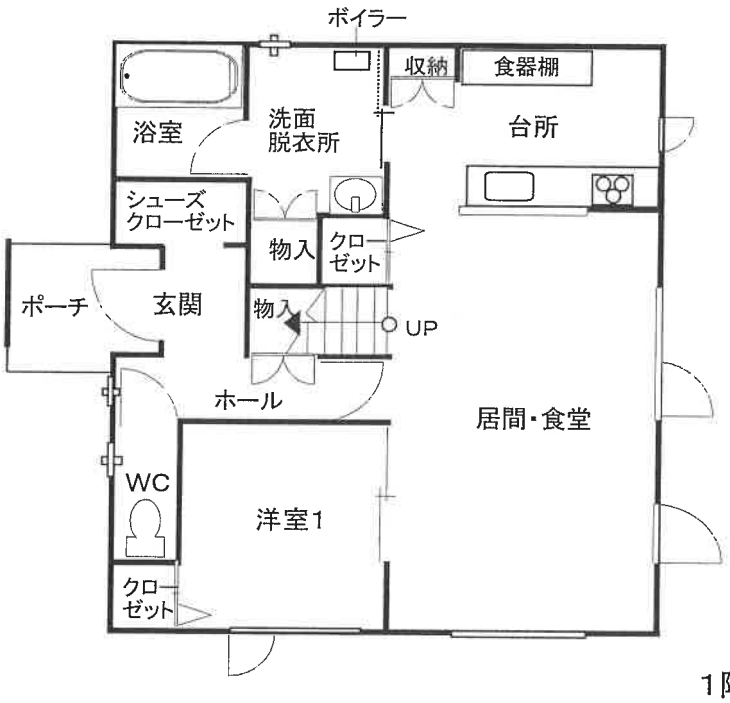
地図整理番号：M05281

COPY
登記官
法務局備付図面写し

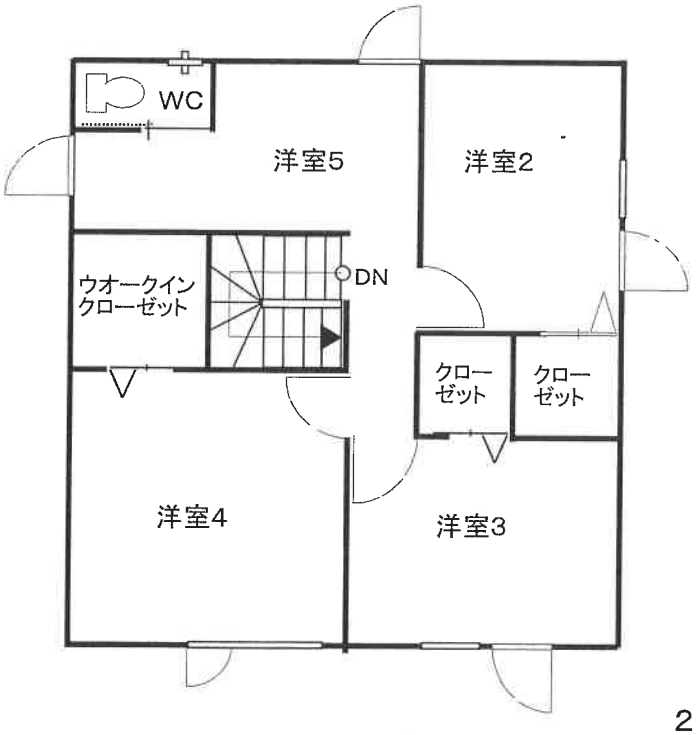
令和8年(ケ)第10号　土地建物位置関係図



A:スチール製仮設物置　約1.6m×約2.2m≒約3.52㎡)



1階



2階

$S=\frac{1}{100}$